

2024 年度税制改正に対する意見要旨

2024 年度税制改正に対する意見

1. GX 経済への移行に資する税制の整備

(1) カーボンニュートラルに資する税制

- ① カーボンニュートラル (CN) 投資促進税制の期限延長と拡充を図るべき。
 - 適用要件の緩和 (対象商品・設備の拡大、経済安全保障を踏まえた対象の拡充、適用期間内における利用回数制限の廃止と適用期間の弾力化、炭素生産性向上比率要件等の緩和と手続きの簡素化、税額控除率の引き上げ、控除税額上限 (DX 投資促進税制との合計) の見直し) を図るべき。
- ② 「再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置」の期限を延長すべき。
- ③ 自動車関係諸税の整理を行うべき。
 - 体系的な整理・簡素化、課税の多重性の解消とともに、暫定税率から本則税率への変更を行うべき。
 - CN に寄与する自動車の普及を促進する税制優遇を検討すべき。

(2) GX 経済への移行に資する税制

- ① GX 投資促進包括税制 (仮称) の創設を検討すべき。
 - CN 投資促進税制でカバーされない、水素・アンモニア、カーボンリサイクル燃料、再生可能エネルギー、二酸化炭素回収・貯留 (CCS)、次世代自動車・航空機等の分野における設備投資の減税措置を導入すべき。
 - 初期投資後の設備の稼働状況に応じたランニングコスト、製品の生産量に着目した税制優遇を導入すべき。
- ② 研究開発に係る税制優遇を拡充すべき。
 - 研究開発から社会実装までのプロセスに対する税制優遇を図るべき。
 - 無形資産から得られる収益に対する税制優遇を図るべき。

(3) 成長志向型カーボンプライシングと税制

- ① カーボンプライシングは、経済成長との両立をもたらす適切な制度設計に努め、詳細を早期に開示すべき。
- ② 既存のエネルギー関連税制の再構築も視野に見据えて、国民が納得できる負担となるようにすべき。

2. 人的資本の強化に資する税制の整備

(1) 「構造的な賃上げ」(「賃上げ」、「人への投資」、「労働移動の円滑化」) の 3 課題の一体的改革) に資する税制

- ① 賃上げ (= 持続的な賃上げ)
 - 「賃上げ促進税制」の期限延長・適用要件の見直し (給与等支給総額の対前年度比増加率の緩和、継続雇用の判定等の煩雑な手続きや、マルチステークホルダー方針の公表要件の簡素化)、中堅企業向けの同制度の適用等を図るべき。
 - 企業の業績変動に配慮した形での「賃上げ促進税制」の見直し (単年度で控除し切れない税額控除の次年度以降への繰り越しを一定期間認める等の弾力化等) を行うべき。
 - 賃上げに対して抑制的に働く、法人事業税の外形標準課税の付加価値割や事業所税の従業者割を見直すべき。
- ② 人への投資
 - 教育訓練費を対象とした従業員に対するリスクリングの取組みを評価する税制を創設 (教育訓練費の範囲の弾力化、「賃上げ促進税制」の教育訓練費増加時の上乗せ税額控除を廃止し、本税制への統合・整理) すべき。
 - GX、DX 分野に関連したリスクリング費用については、上記税制の税額控除率を上乗せすべき。
 - 個人の支出するリカレントを含めた人的投資 (職業訓練等) について、所得税制上の優遇措置を拡充すべき。
- ③ 労働移動の円滑化
 - 退職金課税優遇措置の見直しについては、その適用対象である長期勤続者への影響を配慮すべき。
 - ジョブ型給与制度や高度人材賃金制度の導入により雇用創出に貢献する企業への優遇措置を導入すべき。

(2) 「構造的な賃上げ」を可能にする事業基盤強化に資する税制

- ① 産業競争力強化法上の税制を含む既存税制の拡充 (要件緩和を含む) を図るべき。
 - 企業の生産性向上・業務効率化に資する設備投資等への積極的な取組みに対する優遇措置を導入すべき。
 - 企業の事業再構築や産業競争力の強化への取組みに対する優遇措置を導入すべき。
- ② 賃上げ余力が乏しい中小企業の事業基盤強化への支援を図るべき。
 - 事業承継税制の 10 年間の時限措置を恒久化し、特例承継計画の提出期限 (2024 年 3 月末) を延長すべき。
 - 中小企業の経営や投資を後押しする租税特別措置の期限を延長すべき。
 - インボイス制度の円滑な制度開始に向けた適切な支援を行うべき。

3. 地域経済の活性化・産業高度化に資する税制の整備

(1) 地域への人の「還流」を促進する税制

- ① 地方拠点強化税制の期限延長と拡充を図るべき。
 - 営業部門、コールセンター、販売・サービス部門等の移転又は拡充に対して本税制を適用拡大すべき。
 - 移転先で働く従業員の確保・維持のため、転居や保育等に係る費用に対する優遇措置を上乗せすべき。
- ② 移転先での人材の定着を支援する優遇措置を導入すべき。

(2) 企業の新陳代謝、産業高度化を促進する税制

- ① オープンイノベーション促進税制の期限を延長すべき。
- ② スタートアップ企業の繰越欠損金の控除期間を一般企業より長期とする優遇措置を導入すべき。
 - 信託型ストックオプション行使による所得課税の扱いでは激変緩和措置を検討すべき。
- ③ 「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の構築を促進する税制の創設を検討すべき。
- ④ 産学官の連携を促進するオープンイノベーション型研究開発税制の要件緩和を図るべき。
- ⑤ 事業・業態転換や事業再編等の円滑な促進に資する産業競争力強化法上の税制を含む既存税制を拡充すべき。
- ⑥ 人手不足に対応した省力 (省人) 化投資への優遇措置を導入すべき。
- ⑦ 企業規模別の税制優遇のあり方において、中堅企業に対する政策減税の強化を図るべき。
- ⑧ 国家戦略特区、国際戦略総合特区における税制支援の期限延長と拡充を図るべき。

(3) 地域の社会基盤整備の促進に資する税制

- ① 公共交通・物流・インフラ分野の DX 化に資する優遇措置を導入すべき。
- ② 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の期限を延長すべき。
- ③ 商業用地等の固定資産税・都市計画税の負担調整措置における負担軽減のための特例を設けるべき。
- ④ 地域課題解決へ向けた寄附税制を見直すべき。

4. リスク管理・国際課税等に係る税制の整備

(1) リスク管理に資する税制

- ① 経済安全保障上の特定重要物資に係る製品・構成部品の製造施設・生産設備等の国内投資を促進する優遇措置の導入、サイバーセキュリティ強化対策用システム投資や関連費用に対する優遇措置の導入を図るべき。
- ② 防災・減災対策に資する税制については、期限を迎えるものは延長と必要な拡充。民間企業の自主的な防災・減災投資を促進する税制 (補助金等を含む) の支援策については、優先度の高いもの (南海トラフ巨大地震等の大規模地震を念頭に置いた支援策を含む) から柔軟かつ迅速な拡充を行うべき。

(2) 公正な国際課税制度への適切な対応

- ① 最低税率課税制度 (Pillar 2) の円滑な導入を図るべき。
- ② 外国子会社合算税制 (CFC 税制) は、Pillar 2 との併存による手続きの煩雑性の解消等の観点から見直すべき。
- ③ 外国税額控除制度は、税額控除の算出方法や繰越期間の延長等の改善を図るべき。
- ④ 移転価格税制は、文書化基準の緩和や取引実態を踏まえた適切な税制の執行を行うべき。
- ⑤ 国際課税を巡るトラブル解決については、租税条約ネットワークの拡大等の対応を速やかに行うべき。
- ⑥ 海外所得の国内還流を促進する税制は、益金不算入割合を 100% に引き上げる等の見直しを行うべき。

(3) 環境変化を踏まえた税のあり方の見直し

- ① デジタル資産の課税方法は、国際競争力の維持・強化を踏まえ、時代に即した柔軟な整備を行うべき。
- ② 電子商取引が一般化するなか、合理性を失っている印紙税は廃止 (廃止に到らない場合は、「工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置」の期限を延長) すべき。
- ③ 事業所税については、時代にそぐわず、創業や雇用等に抑制的に働くため、廃止すべき。
- ④ 法人事業税の収入金課税は、電気・ガス供給業について廃止し、その他の事業と同じ扱いとすべき。

5. 新たな課題 (防衛費増額、少子化対策) への課税対応のあり方

(1) 防衛費増額に係る法人税への付加税

- ① 法人税による付加税負担の前提として、以下の点を要望する。
 - 歳出改革の徹底を優先。防衛力強化の中身を明らかにし、その必要性について十分な議論を尽くすことが先決。決算剰余金等の代替措置も最大限活用し、増税分を極力圧縮するよう努めるべき。
 - 法人税負担に偏りすぎないように再検討すべき (対象税目 [現行案: 法人税、所得税、たばこ税] の拡大等)。
- ② 足元の景気持ち直し、産業競争力の確保の観点から、以下の点を要望する。
 - 現行案より低い付加税率の設定、激変緩和措置としての複数年にわたる最終負担税率への適切な移行
 - 研究開発投資・設備投資の促進や構造的賃上げ等に資するさらなる優遇措置の導入による影響緩和
 - 国民の納得感が得られるよう、適用開始時期についての慎重な対応と適切な設定

(2) 少子化対策の財源と税制

- ◎ 少子化対策の財源負担のあり方は、社会全体で広く薄く負担することが基本。税負担が避けられない場合は、社会保障制度の内容の見直しと一体的な検討が行われることを前提とし、負担の公平性や税収の安定性等の観点から、消費税による負担も視野に入れるべき。但し、消費税率の上げ幅や引き上げの時期は慎重な検討が必要。
- ① 配偶者の抑制的な就労の要因とされる「年収の壁」の解消には、税制と社会保障制度を一体的に見直すべき。
 - ② 結婚を促す税制優遇を検討すべき。
 - ③ 子育て支援を行う企業への税制優遇を検討すべき。